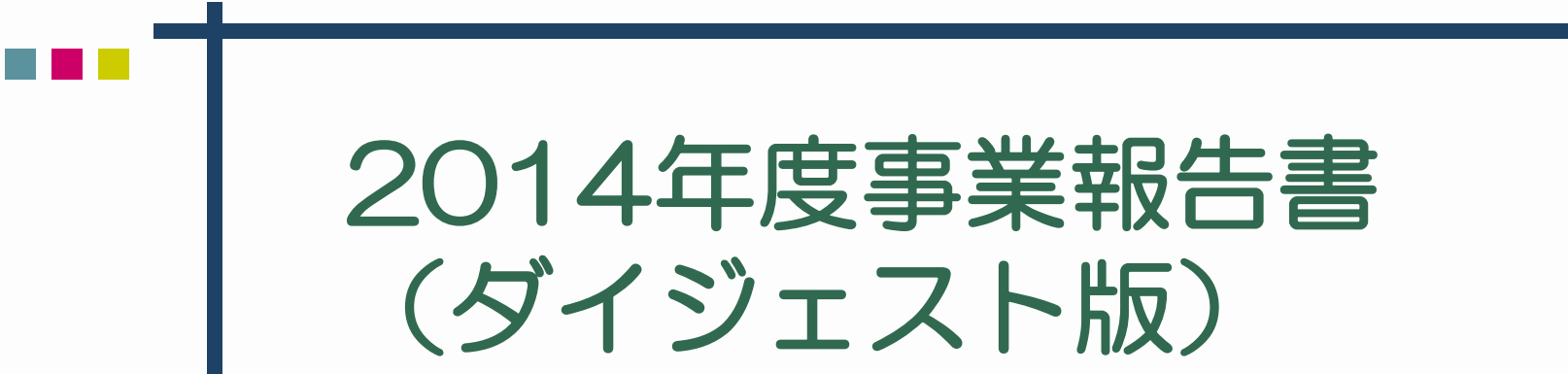




2014年度事業報告書 (ダイジェスト版)

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター

I 2014年度事業の成果（全体総括）

人権情報のハブ

- ・2014年度ヒューライツ大阪がめざしたことは、人権情報センターとして「国際人権情報の交流ハブになる」こと。多様な団体と人を結び、方向付けをすることができる「要」をめざした。
- ・**設立20周年**に際して、ヒューライツ大阪が自らに向けた問いかけ：**社会に人権尊重が根付くための役割の一端を担えるか**であった。



組織存続のためではなく、人々と社会に真に貢献できるヒューライツ大阪であることを確認したい。

I 2014年度事業の成果（全体総括）

事業活動の指針 これまで～2014年度

- (1)「国際基準の人権」を伝える。
- (2)できるだけ広く、多くの人に向けて、わかりやすく、親しみやすい人権情報サービスに努める。
- (3)アジア・太平洋地域、世界の人権の保護促進に貢献する。
- (4)大阪の人々や企業の人権理解と人権保護の促進に取り組み、地域のニーズに応えるよう努める。
- (5)専門知識と経験を持つ様々な団体や個人との協力を通してネットワークを強化し、ヒューライツ大阪の事業を拡げ、質を高めるように努める。

⇒ 2014年度の事業も指針に沿って実施した。

I 2014年度事業の成果（全体総括）

設立20周年記念事業

- (1)シンポジウム「つぎの世代に人権を」
- (2)ワークショップ「人権センターの役割を見直す」
- (3)人権パネル制作
- (4)人権映画祭



- ・知識と経験をあまり積んで来なかった課題にも挑戦した
- ・事業の企画によって貴重な教訓を得ることができた。

I 2014年度事業の成果（全体総括）

2014年度の重点事業

- (1) インターネットを駆使した情報収集、検索、発信、出版、特に動画、フェイスブック、ツイッターなどによる発信
- (2) 人権の国際基準の普及促進と広報活動、特に「企業と人権」に関する活動
- (3) 大阪そして日本国内での人権課題を人権の国際基準の視点から見直す活動、特に、権利が侵害されやすい人々やその人々からなる集団の人権に関わる活動
- (4) アジア・太平洋地域、国際社会と大阪を繋ぎ、人権保護、促進に貢献する事業、特に人権条約機関の日本政府報告審査に関わる活動

⇒ 人的・財政的な理由で十分にはこなせなかった。

I 2014年度事業の成果（全体総括）

インターネットによる情報交流

- ・2014年度は、フェイスブックとツイッターという双方向性を持つSNS(社会的ネットワークサービス)による情報交流を本格化。
- ・ニュースレター、定期刊行物など紙媒体による出版や情報伝達を続けながら、より広く、より早く、より効果的な情報伝達媒体としてのインターネット利用の可能性をさらに探り続ける。

I 2014年度事業の成果（全体総括）

人権の国際基準の普及促進

- ・特に「**企業と人権**」に関しては、人権を基盤とした企業の社会的責任の理解を促進することをめざして企業を対象として研修などに取り組んだ。
- ・冊子「人を大切に」の活用のための手引きも作った。
- ・企業研修に活用するための**Eラーニング教材の作成へ**

I 2014年度事業の成果（全体総括）

大阪と日本国内での人権課題への取り組み

優先的に取り上げたのは、著しく権利を侵害されたり、日本社会で差別を受けている人々に関わる課題・早急に対処を必要とする課題。具体的には、ヘイトスピーチに関わる課題。

⇒その他の課題にも同様の国際人権基準に基盤を置くアプローチで取り組んでいく必要

I 2014年度事業の成果（全体総括）

アジア・太平洋地域、国際社会との人権保護・促進 を通じた結びつき

＜いくつかの課題を残した＞

- ・ヒューライツ大阪の海外に向けての発信とともに人権に関する国際社会の動向など、現場やネットワークから得られたものを日本国内にもっと伝える努力をすべきであった。
- ・国連の特殊協議資格をさらに活用することについてもヒューライツ大阪の現状では限界。他団体との協力によりできることが多い。

I 2014年度事業の成果（全体総括）

ヒューライツ大阪の会員支持層の拡大と財政基盤の強化

人権を掲げる組織にとって楽観できるものではなく、そのような中での、**会員と支持層の拡大は容易ではない**。そのことを意識しながら、**財政基盤の強化に努めてきた**。

⇒若干ではあるが、その成果あり。

Ⅱ 個別事業 1情報収集・発信事業

①日本語と英語のウェブサイトのコンテンツ充実と発信力の強化

20周年記念事業の柱の一つに位置付け、2010年
以来5年ぶりにリニューアル

- ・日本語トップに、スライドを掲載しデザイナー新
- ・「ニュース・イン・ブリーフ」を66本(13年度67本)、
ヒューライツ大阪の取り組みなどを広報する「お知らせ」を35本(13年度35本)掲載。同じ情報をヒューライツ大阪のフェイスブックにも同時掲載した。

Ⅱ 個別事業 1情報収集・発信事業

①日本語と英語のウェブサイトのコンテンツ充実と発信力の強化

英語サイトは、トップページと内部のデザインを更新。テーマによりアクセスしやすいようにシンプル性を追求。



日英ウェブサイトへのアクセス総数は1年間で
1,088,064 visits (2013年度は869,835 visits)



ようこそヒューライツ大阪へ Welcome to HURIGHTS OSAKA

▶ 日本語

▶ 日本語はこちら

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター
(ヒューライツ大阪)

〒550-0005 大阪市西区西本町1丁目7-7 CE西本町ビル8階
TEL 06-6543-7002 (総務) / 06-6543-7003 (企画)
FAX 06-6543-7004
webmail@hurights.or.jp

▶ English

▶ Enter here for English page

Asia-Pacific Human Rights Information Center
(HURIGHTS OSAKA)

8F, CE Nishihonmachi Bldg., 1-7-7 Nishihonmachi, Nishi-ku, Osaka
550-0005 Japan
Phone: (816) 6543-7002; Fax: (816) 6543-7004;
webmail@hurights.or.jp





一人ひとりが、同じ大切な人。



ヘイトスピーチは暴力。

一人が大切にされる社会のために、

貸出します。ご利用ください。

パネルズ


 情報配信
イベントやニュースをお届け


Pick Up

- 企業と人権
- 人権をまもる
- 移住者の人権
- 世界の人権教育



ヒューライツ大阪では、定期的に開催いただける方々の入会を募っております。



基本的な内容から、人権の専門分野まで、ヒューライツ大阪のスタッフがご案内します。

これからのイベント・セミナー

- 2015.6.27 6/27「時代を担う若者 先住民族の権利を語る—アイヌ民族、琉球・沖縄の立場から」
- 2015.6.04 6/4 ネパール地震緊急報告〜フェミニスト・ダリット協会のドゥルガ・ゾプさんを迎えて
- 2015.6.18 人権研修バージョンアップセミナー「研修が変われば会社が変わる！」(名古屋開催)

お知らせ

- 2015.5.13 「国際人権ひろば」No. 121 (2015年5月号) 記事抄訳 (英訳) をアップしました
- 2015.5.09 「人を大切に—人権から考えるCSRガイドブック」の「活用の手引き」をアップしました
- 2015.5.07 「国際人権ひろば」No. 121 (2015年5月号) を発行しました

ニュース・イン・ブリーフ

- 2015.06 京都でヘイトスピーチ対策の推進を求める会、設立報告集会 (5月31日)
- 2015.05 人権差別撤廃推進法草案、参議院に提出 (5月22日)
- 2015.05 大阪市、ヘイトスピーチ対策の条例案を議会に提出 (5月22日)

ニュースレター

- 国際人権ひろば アジア・太平洋地域の人権に関する専門情報誌として、『国際人権ひろば』を毎月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)の6回発行しています。会員には送料無料で送付しています。
- FOCUS (英文) 年4回・PDF版を発行しています。会員にはご希望があれば無料で送付しています。
- FOCUS March 2015 Volume 79 (2015年3月発行号)

人権Navi— 4つの視点から人権情報を知る

- 学ぶ・伝える
- 調べる
- 歩く
- つながる



Asia-Pacific Human Rights Information Center (HURIGHTS OSAKA)

PUBLICATIONS



RECENT ARTICLES Death Penalty: Pig Leaf for Government's Incompetence

HURIGHTS OSAKA aims to promote human rights in the Asia-Pacific through collection and dissemination of information on, about and for human rights. In partnership with institutions in the region and beyond, HURIGHTS OSAKA seeks fulfillment of human rights in the societies of Asia and the Pacific.

- Human Rights in Japan
Jinken, the Japanese word for human rights, appeared in the late 19th century. Yukichi Fukuzawa, a famous Japanese intellectual, coined the term at a time when Japan was opening up to European and American ideas and technology. Despite a...
- Human Rights Education
The words "human rights education" became more widely used in Asia-Pacific only during the decade of the 1990s. But its practice had started in many Asian and Pacific countries decades before the words "human rights education" became popular. Educational...
- Human Rights Centers
The HURIGHTS OSAKA Directory of Human Rights Centers in the Asia-Pacific defines a human rights center as an institution engaged in gathering and dissemination of information related to human rights. The information refers to the international human rights instruments...
- Human Rights Declarations
The long history of Asian civilizations provides significant precedents that relate to human rights. Ancient declarations that speak of rights, freedom, and justice seem to be coming mainly from political leaders. Cyrus of the Persian civilization is credited for...
- Human Rights & Jurisprudence
A notable number of decisions of the highest courts in Asia-Pacific countries discuss human rights in relation to local situations. These judicial applications of the international human rights standards provide an important guide for governments in fulfilling human rights...
- Special Concerns
HURIGHTS OSAKA has observed over the years a number of significant concerns regarding the human rights field in the Asia-Pacific. These concerns range from the so-called "human rights defenders," to human rights mechanisms in various forms and levels, to...

Issue	Sector	Region	Country
- Bonded Labor - Business and Human Rights - Caste Discrimination - Domestic Violence - Enforced Disappearances - Extra-Judicial Killing - HIV/AIDS - HR Concept - HR and Development - Migrants	- Children - Ethnic Minorities - Indigenous Peoples - LGBT - Migrant Workers - Persons - People Living with HIV/AIDS - People With Disabilities - Refugees - Urban Poor	- Central Asia - Northeast Asia - Pacific - South Asia - Southeast Asia - West Asia	- Afghanistan - Australia - Azerbaijan - Bangladesh - Bhutan - Burma or Myanmar - Cambodia - China - East Timor - FR - Georgia
National Security Laws	Women		

Asia-Pacific Human Rights Information Center (HURIGHTS OSAKA)
8F, CE Nishinomiya Bldg., 1-7-7 Nishinomiya, Nishi-ku, Osaka 558-0005 Japan
Phone: (816) 6543-7002

Ⅱ 個別事業 1情報収集・発信事業

②重要な国際会議への積極的な参加

- a. 国連自由権規約委員会 第6回日本報告審査 スイス・ジュネーブ
7月14日～18日
- b. 国連人種差別撤廃委員会 第7～9回日本報告審査 スイス・ジュネーブ
8月17日～23日
- c. 地方自治体と人権に関する専門ワークショップ “Expert Workshop on Local Government and Human Rights” 5月14日～17日、韓国・光州市
- d. 小地域ワークショップ「国際理解教育：平和の文化と持続性のためのグローバル・シティズンシップ教育」“EIU: Global Citizenship Education for a Culture of Peace and Sustainability” ミャンマー・ヤンゴン 6月17日～19日
- e. アジア諸国におけるビジネスと人権に関するワークショップ “Profitable Partnerships: A Workshop on Business and Human Rights in Select Countries in Asia” フィリピン・マカティ 11月4日

国連自由権規約委員会の委員へのNGO
ブリーフィング(ジュネーブ、7月14日)



国連人種差別撤廃委員会による
日本報告審査(ジュネーブ、8月21
日)





- (左から時計回りに)
- ・地方自治体と人権に関する専門ワークショップ(5月14日～17日, **韓国・光州市**)
 - ・地域ワークショップ「国際理解教育: 平和の文化と持続性のためのグローバル・シティズンシップ教育」(**ミャンマー・ヤンゴン**, 6月17日～19日)
 - ・アジア諸国におけるビジネスと人権に関するワークショップ“(**フィリピン・マカティ**, 11月4日)

Ⅱ 個別事業 1 情報収集・発信事業

③国内の会議参加や団体訪問を積極的に推進

(1) 大阪市のヘイトスピーチに対する取り組みをはじめ、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムに関するセミナーなど情報収集。

(2) RINK(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)などの学習会に参加。国家戦略特区の大阪特区における外国人家事支援人材受け入れの課題に関する情報収集・発信。

(3) ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン(JFC)とその母親に対する搾取の問題に関して関連ネットワークと協力。

(4) (社)部落解放・人権研究所「差別禁止法研究会」に参加し、差別禁止法制の整備に関する議論に加わった。

(5) 外務省「開発協力大綱」(新ODA大綱)の策定プロセスにおける意見交換会や公聴会に(特活)関西NGO協議会と協力しつつ、新大綱の課題に関して情報収集・発信。

Ⅱ 個別事業 1 情報収集・発信事業

④収集・整理事業

企業と人権、ヘイトスピーチをはじめとする重点テーマを中心に、図書180点を新規登録。

⇒ 会員に対する新着資料の案内などの情報提供が十分にできておらず、**所蔵資料の有効活用に向けた方策の必要性。**

Ⅱ 個別事業 2 調査・研究事業

①「人権と企業の社会的責任」の普及と促進

(1)『人を大切に一人権から考えるCSRガイドブック』(改訂版)3,000部増刷。

社員研修に活用する企業などの需要に継続的に応えた。

(2)「活用の手引き」を検討会議を経て完成。

Ⅱ 個別事業 2 調査・研究事業

①「人権と企業の社会的責任」の普及と促進

(3)5月21日、CSRシンポジウム「『CSRとCSVに関する原則』のめざすもの—CSVはCSR課題を解決できるか」(東京)を、一般財団法人CSOネットワークとの共催で開催。

報告：白石理所長、松岡秀紀囑託研究員

参加者：76名

(4)ウェブサイトに「企業と人権」記事アーカイブページを新設。



CSRシンポジウム「『CSRとCSVに関する原則』のめざすもの—CSVはCSR課題を解決できるか」(5月21日、東京)

Ⅱ 個別事業 2 調査・研究事業

①東北アジアにおけるビジネスと人権に関する調査のフォローアップ

東北アジアのパートナー団体と、ビジネスと人権にかかわる研修教材(トレーニング・マニュアル)の草案を検討。

⇒さらに準備期間が必要だと判断し、
発行を2015年度に延期することに決定。

Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

①設立20周年記念事業での国際シンポジウムの 開催 12月13日

「ヒューライツ大阪設立20周年記念ワークショップ「人権センターの役割を見直す」

会場:ヒューライツ大阪セミナー室、参加者:13人

- ・アジア・太平洋地域の人権センター・ディレクター:ジェファーソン・ブランドティリア(ヒューライツ大阪)
- ・侵害を記録する:ディ・カンボリ(カンボジア・ドキュメンテーション・センター)
- ・共同体の中で活動する:アグネス・カマチヨ(心理社会的支援および子どもの権利リソースセンター、フィリピン)
- ・地方自治体との取組:尾崎真理子(鳥取人権文化センター)



「ヒューライツ大阪設立20周年記念ワークショップ「人権センターの役割を見直す」(12月13日、ヒューライツ大阪セミナー室)

Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

①設立20周年記念事業での国際シンポジウムの開催 12月14日

ヒューライツ大阪設立20周年記念講演&シンポジウム

会場:たかつガーデン、参加者100人

・基調講演:武者小路公秀(ヒューライツ大阪会長)

・挨拶:山脇和夫(ヒューライツ大阪副会長)

・シンポジウム「次の世代に人権を」

＜パネリスト＞アグネス・カマチヨ(心理社会的支援および子どもの権利リソースセンター シニア・プログラム・オフィサー)、フィリピン

キャシー・ウォン(プレイライト事務局長)、香港

山下裕子(公益社団法人子ども情報研究センター事務局長)

安部芳絵(早稲田大学総合人文科学研究センター招聘研究員)

コーディネーター:白石理(ヒューライツ大阪所長)



設立20周年記念講演 &
シンポジウム(12月14日、
たかつガーデン)

Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

②人権映画祭の開催 映画5作+ゲスト4人のトーク

11月22日『自由と壁とヒップホップ』（2008年/パレスチナ=アメリカ/
86分）トーク：**東琢磨**（音楽評論家）

23日『真昼の暗黒』（1956年/日本/35mm/125分）
トーク：**村井敏邦**（法学者/刑事法）

24日『この自由な世界で』（2007年/イギリス他/35mm/96分）
トーク：**水野阿修羅**（寄せ場学会運営委員）

25日『線路と娼婦とサッカーボール』（2006年/スペイン/35mm/
/90分）

26日『ムサン日記 白い犬』（2010年/韓国/127分）

27日『真昼の暗黒』

28日『自由と壁とヒップホップ』

トーク：**岡真理**（現代アラブ文学研究者）

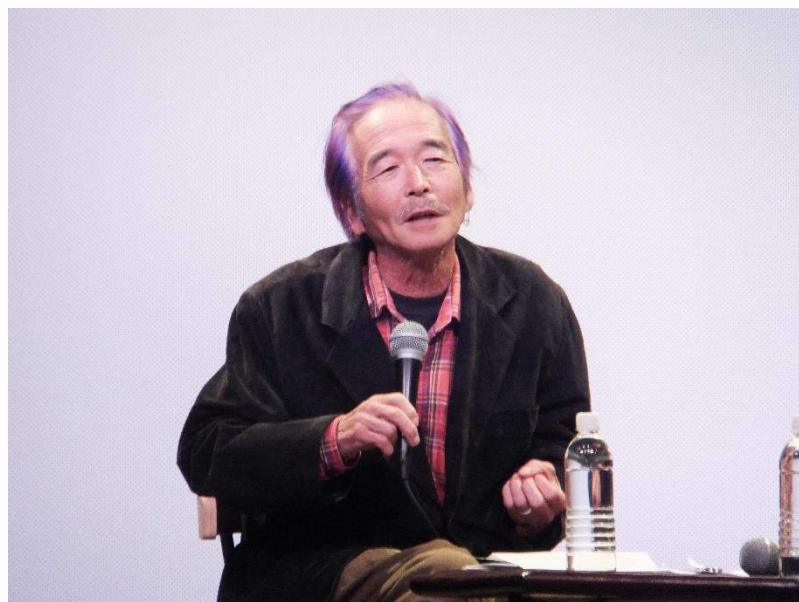
協力：中村一成（ジャーナリスト）、第七藝術劇場、のべ参加数229人



音楽評論家の東琢磨さん(左)と
ジャーナリストの中村一成さん



法学者の村井敏邦さん(左)



寄せ場学会運営委員の水野阿修羅さん



現代アラブ文学研究者の岡真理さん

Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

③国際人権条約日本報告審査のフォローアップ

2014年7～8月の自由権規約と人種差別撤廃条約の日本報告審査について、条約実施に取り組むNGOネットワークを通じて国連への情報提供など。審査結果の情報発信。

④移住者・移住労働者、外国につながる子どもの人権に関わるセミナーと情報収集

7月12日「グローバル人材と外国ルーツの子どもたち」(講師：浅倉拓也・朝日新聞社)、参加者47人。

2月8日「外国につながる子どもたちの『居場所』づくり」(講師：伊東浄江・トルシーダ、安野勝美・中学校教員、松本彩・関西国際交流団体協議会)、参加者110人。



「グローバル人材と外国ルーツの子どもたち」(浅倉拓也、7月12日)

ワン・ワールド・フェスティバル
「外国につながる子どもたちの
『居場所』づくり」
(伊東浄江、安野勝美、松本
彩、2月8日)



Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

⑤インターン受入・人材養成事業

- ・2014年4月～2015年1月:(大阪大学未来共生イノベーター博士課程プログラム による大学院生を前期3名、後期1名)の計4名を受入れ。
- ・2014年12月～2015年2月:タイから大阪大学への留学生1名を受入れ。

⑥啓発パネルの完成版の制作とパネルの紹介冊子の作成

20周年記念事業として、2013年度から企画を進めていた写真と言葉で人権を語るパネル「人が大切にされる社会のために」(10枚セット)と同内容の冊子を制作。

12月14日の20周年記念行事で発表。

⇒ 積極的に貸出や展示などによる活用を図る

3



一人ひとりが、同じ大切な人間。

人はそれぞれ、世界中でただ一人の特別な存在。
一人ひとりが貴重です。
けれども、人としての尊厳と、持っている人権では平等、同じです。
世界ではこれまで、人種、宗教、性別、国籍、信条などの理由で、
人を見下し、傷つけ、人として
耐えられないような生活を強いる「差別」がありました。
国が差別をしないことはもちろんですが、個人やさまざまな集団の間でも、
決して差別を許してはなりません。

国連人権宣言と国際人権規約に規定する権利

10



私たち抜きで決めないで！

誰もが持っているはずの人権。
それが人々には保障されてこなかった現実があります。
これまで、社会にあるさまざまな障壁が、
障害者の社会参加を妨げてきました。障害者の人権を実現するためには、
障害に関わることは当事者が参加して決めること。
そして社会にある障壁を取り除くこと。
障害者権利条約は、障害者自身の運動の積み重ねによって生まれました。
日本がこの条約に加わったのは、2014年1月のこと。

国連障害者権利条約

7



人として生きることができるように。

社会は人のつながりで成り立っています。
さまざまな事情で、生きづらくなったとき、
人は、このつながりだけで助けられます。
私的つながりだけではありません。
人間らしい生活が難しくなった人に、
国は手立てを講じ、生存の権利を保障しなければなりません。
そのために社会保障制度があります。
互いに知らない人びとが、制度によってつながり、助け合う。
社会は誰かの支えあひで成り立ち、だれもが持つ権利です。

国連人権宣言と国際人権規約に規定する権利

4



ヘイト・スピーチは暴力。

自分の考えや思いをさまざまな形で表現する自由は大切な人権。
しかし、特定の民族や集団に属する人々を差別し、傷つけ、貶める
ヘイト・スピーチには表現の自由はあてはまりません。
差別的、脅迫の暴力です。
権威にされる人々への人権を著しく侵害するものです。
表現の自由には、他者を人として大切にするという責任が伴います。
この大切な人権を守るためにも
ヘイト・スピーチを許してはなりません。

国連人権宣言と国際人権規約に規定する権利

8



働くのは、人です。大切に！

働く人の権利も人権です。憲法でも明記され、
労働者保護のための法律もあります。
しかし現実には、非正規労働者の急増、過労死、サービス残業、
不安定な雇用や職場でのさまざまな人権侵害が起きています。
グローバル化する経済。働く人の環境は、ますます悪くなっています。
それに対して、働きがいのある、人間らしい働き方の実現を
国や企業に対して求める動きが広がっています。

国連人権宣言と国際人権規約に規定する権利

9



企業に求めます、人権尊重。

社会の一員として、企業に求められる人権尊重。
それは、自社の労働関係や職場においてだけではありません。
大切なのは、調達先、取引先、消費者などとの
関係すべてで、人権を尊重すること。
国際社会では、近年、企業に守ることを求める
行動基準が作られてきました。
大多数の国、企業や市民団体が賛同したこれらの国際基準によれば、
企業は国の内外での企業活動において人権を尊重する責任があります。

国連人権宣言と国際人権規約に規定する権利

5



死刑制度をやめた国の理由は？

だれもが持つかけがえのない命。
人には、「生命の権利」があります。
大切な人権です。
これは、「人の命を奪ってはならない」ということでもあります。
例外は、国が命を奪う刑罰、死刑です。
死刑制度については、国際社会は条約を作り、廃止に向かっています。
国もまた人の命を奪ってはならないというのが
世界の多くの国がとる立場です。

国連人権宣言と国際人権規約に規定する権利

6

 data-bbox="756 476 979 725"/>

私はやっていません！

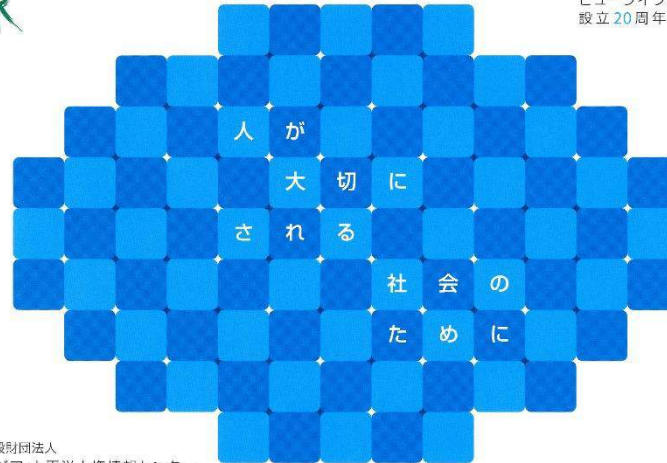
国だけが、犯罪を捜査し、起訴し、裁判を行うことができます。
この刑事手続の過程で、しばしば人権侵害が起きています。
冤罪もその一つです。やっていない犯罪に対して有罪判決。
冤罪者を無罪に犯人に仕立て上げる。
密室での自白を裁判で証拠として採用する。
そのようなことを防ぐために、
取り調べの録音可視化が求められています。

国連人権宣言と国際人権規約に規定する権利

パネル「人が大切にされる社会のために」



ヒューライツ大阪
設立20周年記念



一般財団法人
アジア・太平洋人権情報センター



冊子「人が大切にされる社会のために」

Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

⑦「大人の遠足」の実施 フィールドワーク(3年目)

・第1回(5月31日)まちと人と共生「多文化にともにいきるまち一大阪茨木・豊川を歩く」、39名参加。

案内人: **福田憲和**(部落解放同盟道祖本支部青年部長)

お話: **北口学**(大阪芸術大学・教員)、**モフセン・シャーキル**(大阪茨木モスク・イマーム)、**宋悟**(ソン・オ)(コリア国際学園事務局長)

・第2回(7月2日)まちと人と共生「自然環境と人々の暮らしを考えよう一蛍池・刀根山・待兼山を歩く一」、16名参加。

案内人: **松本馨**(大阪府立刀根山高校教員)

お話: **大森実**(大阪府立刀根山高校教員)

・第3回(9月21日)まちと人と共生「日本の人権宣言『水平社宣言』のふるさと訪問—ユネスコ世界記憶遺産の登録をめざす思い」、20名参加。案内人: **米田哲夫**(人権NPO「ほっとねっと」)

お話: **駒井忠之**(水平社博物館学芸員)



**5.31 多文化にともにいきるまち
—大阪茨木・豊川を歩く**



**7.2 自然環境と人々の暮らしを考え
よう—蛍池・刀根山・待兼山を歩く**



**9.21 日本の人権宣言『水
平社宣言』のふるさと訪問
—ユネスコ世界記憶遺産
の登録をめざす思い**

Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

⑧ワン・ワールド・フェスティバル等への参加

- ・ワン・ワールド・フェスティバル(会場:関テレ扇町スクエア、北区民センター、扇町公園)の実行委員会メンバーとして企画準備・段階から参加。

- ・開催日2015年2月7～8日はヒューライツ大阪の活動紹介ブースを出展し、スタッフ全員で対応。2月8日に、セミナー「外国につながる子どもたちの『居場所』づくり」(前述)を開催。

- ・2日間の入場者数は延べ26,000人。

⇒幅広い層に対して、ヒューライツ大阪の活動紹介。

ワン・ワールド・フェスティバル (2015年2月7日・8日)



NGOブースの会場

セミナー「外国につながる子どもたちの『居場所』づくり」(2月8日)



ヒューライツ大阪のブース



Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

⑨共催事業 自治体、NPO/NGO、学校関係、その他 様々な団体等との協力・共催事業の開催

＜反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)、コリアNGOセンター、RINK、人種差別
撤廃NGOネットワーク等と共催で連続セミナー＞

4月25日 ワークショップ「皆で考えよう国際人権！『だまっていたらあきませんー国
連人権審査で私らも声をあげよう』(講師：白根大輔)、参加者20人

5月16日 世界に問われる日本的人種差別～「ジャパニーズオンリー」の背景(講師
：樋口直人)、参加者70人

9月11日 人種差別撤廃委員会日本審査 緊急報告「日本のレイシズム、あかん。国
連勧告の即時実施を！」(報告：小森恵、師岡康子、金優綺、藤本伸樹、李信恵)、
参加者120人

10月23日 講演会「世界はヘイトスピーチと闘う」～元国連人種差別撤廃委員ソー
ンベリーさんを迎えて(講師：パトリック・ソーンベリー)、参加者130人

3月12日 ビデオ上映「ロス暴動」からレイシズムを考えよう～ヘイト・スピーチを許さ
ない私・あなたへのメッセージ(解説：高賛侑)、参加者20人



（左から時計回りに）

・5.16 世界に問われる日本的人種差別～「ジャパニーズオンリー」の背景

・9.11 人種差別撤廃委員会日本審査 緊急報告「日本のレイシズム、あかん。国連勧告の即時実施を！」

・10.23 「世界はヘイトスピーチと闘う」～元国連人種差別撤廃委員ソーンベリーさんを迎えて

Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

⑨共催事業 自治体、NPO/NGO、学校関係、その他 様々な団体等との協力・共催事業の開催

＜ヒューライツ大阪が開催協力＞

6月5日 ビルマから住民が来日報告!!公開セミナー「ビルマ(ミャンマー)における日本の援助と人権」(講師:地元住民3名など)主催:ODA改革ネットワーク・関西、メコン・ウォッチ、参加者30人

7月26日 インドのジョン・デバラジ監督作品『地獄の天使』上映会&トークセッション

(講師:ジョン・デバラジ、聞き手:小森恵)、主催:ボーンフリーアートJapan、参加者10人

Ⅱ 個別事業 3 研修・啓発事業

⑩受託研修

・地方公共団体、府民・市民、NPO/NGO、企業、教員、学校など様々な組織から**計49件**の受託研修の要請を受けた。

・神戸学院大学の科学研究費助成事業「ひとり親家族にみる社会的排除、複合差別、および社会的支援に関する日韓の比較研究」のプログラムの一部(韓国調査訪問など)を受託事業として業務協力。

⑪時機をとらえた学習会の開催

11月5日「**韓国**の未婚母は語る **自分たち** の選択と必要な支援」(講師:**睦京和**・韓国未婚母協会代表)、11名参加。

Ⅱ 個別事業 4 広報・出版事業

①ニュースレター「国際人権ひろば」(日本語)、「FOCUS」(英語)の発行

- ・「国際人権ひろば」(奇数月・年6回 各2000部)と、英文「FOCUS」(年4回 各500部)を発行した。

「国際人権ひろば」は、府民・市民の人権意識の啓発を図り、人権団体や研究者とのネットワークを深める媒体。

- ・「FOCUS」は、32カ国・地域の主要国際機関・NGO等に郵送するとともに電子ファイル(PDF、HTML)にして、国内外に配布。

いずれも原稿テキストをウェブサイトに掲載している。

Ⅱ 個別事業 4 広報・出版事業

①ニュースレター「国際人権ひろば」(日本語)、「FOCUS」(英語)の発行

『国際人権ひろば』各号の特集テーマ:

115号(2014年5月) 特集:障害者の権利保障への地方の取組

116号(2014年7月) 特集:アセアンの人権保障メカニズムの現状

117号(2014年9月) 特集:東北アジアにおけるビジネスと人権

118号(2014年11月) 特集:国際基準にてらした日本の人権状況

119号(2015年1月) 特集:人権保障メカニズムをめぐる国際動向

120号(2015年3月) 特集:ヒューライツ大阪設立20周年を迎えて

Ⅱ 個別事業 4 広報・出版事業

① ニュースレター「国際人権ひろば」(日本語)、 「FOCUS」(英語)の発行

「FOCUS Asia-Pacific」の特集テーマ:

Vol. 76(2014年6月) **特集: 地域的人権保障メカニズム**
(Subregional Human Rights Mechanism)

Vol. 77(2014年9月) **特集: 人権センター**
(Human Rights Centers)

Vol. 78(2014年12月) **特集: ヒューライツ大阪20周年**
(Two Decades)

Vol. 79(2015年3月) **特集: 死刑 (Death Row)**

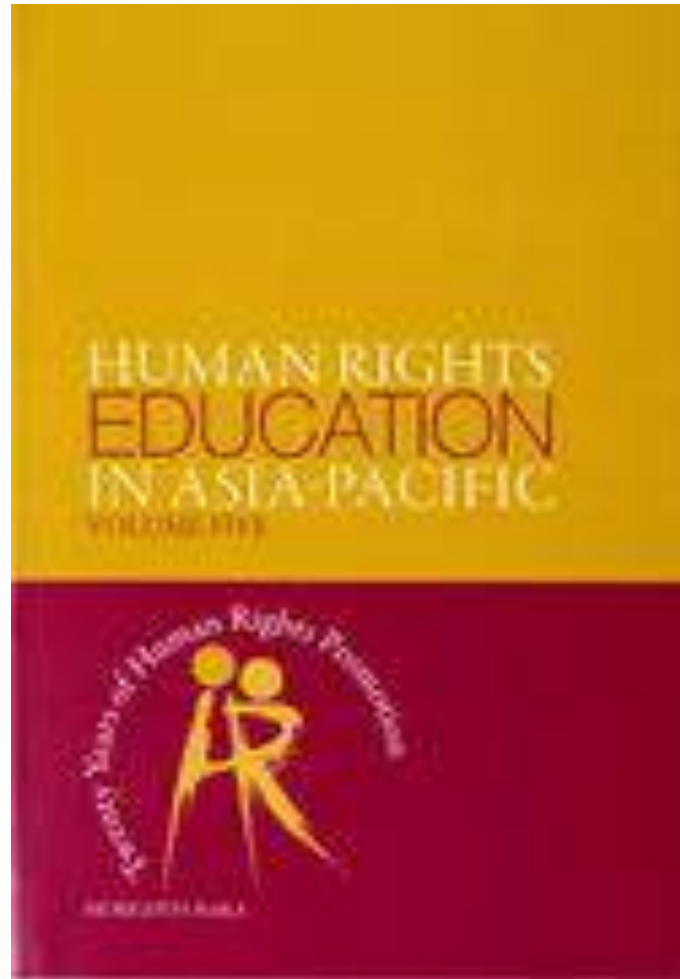
Ⅱ 個別事業 4 広報・出版事業

② Human Rights Education in Asia-Pacific (「アジア・太平洋における人権教育」) Vol.5 の出版 (英語)

2014年9月発行:

毎年、アジア・太平洋地域の各国の人権教育に関する報告を英語で出版

冊子とウェブサイトの両方でアクセスすることができる。



**Human Rights Education in Asia-Pacific
（「アジア・太平洋における人権教育」） Vol.5**

Ⅱ 個別事業 5 情報サービス事業

①会員の拡大

日本語、英語の紹介パンフレットのデザインと内容を刷新し、会員拡大に努めた。

②E-mailインフォメーションの発行

- ・ヒューライツ大阪のイベントなどを案内するために、約500の個人と団体に、E-mailインフォメーションを10回送信。
- ・会員・役員向けの会報メールは8回送信。